

(5) 市町村合併の概要

1 市町村合併にかかる法律の流れと本県における市町村合併の経緯

(1) 復 帰 前 の 状 況

琉球政府が制定した「市町村合併促進法」は、昭和31年11月に施行され、当初5年間の有効期限であったが、その後1年、3年、5年、5年と4度にわたり期限を延長(通算19年間)し、昭和50年11月20日までの時限法となっていたが、復帰と同時に失効した。

琉球政府は、昭和44年12月に「市町村合併促進審議会」の答申を得て、59市町村のうち、離島11町村を除く48市町村を15の自治体に編成し、26市町村とする「市町村合併計画」を策定した。その後、昭和45年に名護町、羽地村、屋部村、屋我地村、久志村の合併により名護市が新設され、昭和46年に上本部町が本部町に編入され、54市町村となった。

(2) 復 帰 後 の 状 況

復帰前に琉球政府が制定した「市町村合併促進法」が復帰と同時に失効したため、復帰後は「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」「沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置に関する政令」(以下「政令」という。)の適用を受けるほか、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「旧合併特例法」という。)の適用を受けることになった。

そこで、県は昭和47年9月5日に「沖縄県市町村合併促進審議会」(以下「審議会」という。)を設置し、市町村合併に関する基本方針及び市町村合併計画の諮問を昭和48年1月17日に行った。

昭和48年3月30日に審議会から答申がなされ、昭和48年6月2日に、県の運用指針とあわせて庁議決定をなし、昭和48年6月15日に、県として市町村合併に関する基本方針、市町村合併計画及び市町村合併に対する運用指針を決定し、それに基づいて市町村への合併勧奨を行った。

その結果、昭和49年4月1日にはコザ市と中頭郡美里村が合併し、沖縄市が誕生した。

昭和53年4月1日以降の合併については、昭和53年3月31日限りで「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」及び「政令」の特別措置が失効したため、合併に対する措置は旧合併特例法の適用のみとなった。

平成17年3月31日に旧合併特例法が失効した後、同年4月に「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「合併新法」という。)が施行された。その後平成22年4月に法改正がなされ、名称を「市町村の合併の特例に関する法律」とし、法律の有効期限は平成32年3月31日までとされ、さらに、令和2年3月の法改正により、有効期限は令和12年3月31日まで延長された。

(3) 平成11年改正の旧合併特例法下での状況

県では、平成13年5月に知事を本部長とする「沖縄県市町村合併支援本部」を設置し、市町村合併について財政的・人的支援を行う等積極的に支援してきた。

その結果、平成14年4月に久米島町が、平成17年4月にはうるま市が、また、10月には宮古島市が誕生した。

さらに平成18年1月には、八重瀬町及び南城市が誕生し、県内市町村数は、旧合併特例法の平成11年度改正前の平成11年3月の53市町村から12市町村が減少し、41市町村となった。

平成11年改正の旧合併特例法下において、本県の市町村合併は、一定の成果を挙げたものの、市町村数の減少率は、全国平均の43.6%に比べ22.6%で約半分程度となっている。

(市町村合併の経過)

市町村名	関係市町村名	合併の形式	合併年月日	備考
三和村	喜屋武村、真壁村、摩文仁村	新設	昭和21年4月1日	
那覇市	那覇市、首里市、小禄村	編入	昭和29年9月1日	
那覇市	那覇市、真和志市	編入	昭和32年12月17日	合併促進法適用
糸満市	糸満町、高嶺村、兼城村、三和村	新設	昭和36年10月1日	〃
石垣市	石垣市、大浜町	編入	昭和39年6月1日	〃
名護市	名護町、羽地村、屋部村、屋我地村、久志村	新設	昭和45年8月1日	〃
本部町	本部町、上本部村	編入	昭和46年11月1日	〃
沖縄市	コザ市、美里村	新設	昭和49年4月1日	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律及び合併特例法適用
久米島町	仲里村、具志川村	新設	平成14年4月1日	合併特例法適用
うるま市	石川市、具志川市、与那城町、勝連町	新設	平成17年4月1日	〃
宮古島市	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町	新設	平成17年10月1日	〃
八重瀬町	東風平町、具志頭村	新設	平成18年1月1日	〃
南城市	玉城村、知念村、佐敷町、大里村	新設	平成18年1月1日	〃

(4) 合併新法下での状況

地方分権の進展及び経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、自主的な市町村合併を引き続き、推進することを目的に、平成17年4月に合併新法が施行された。そのため、県では、市町村の意見及び審議会の答申等を踏まえて、平成18年3月に「沖縄県市町村合併推進構想」を策定し、公表した。また、「構想市町村行政体制整備研究会」を設置し、望ましい行財政基盤の整備・拡充のあり方を検討するとともに、市町村合併フォーラムや市町村合併説明会等を開催することによって、合併に向けた気運の醸成に努めるなど、市町村の自主的な合併を推進した。

しかしながら、合併新法下において、市町村合併は実現しなかった。これは、地方交付税等の臨時的な増額措置などにより財政状況が改善し、市町村長等に現在の財政運営を維持・継続できるという安心感が広がったことが主な要因である。

2 市町村広域連携の必要性

平成22年4月に合併新法が改正され、自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう市町村合併の特例等に関する期限が20年間延長されたが、都道府県等の積極的な関与による市町村合併の推進を定める規定等は、全国的に市町村合併が相当程度進捗したこと等に鑑み、廃止された。

なお、現在のところ、市町村合併の具体的な動きはみられないが、県内市町村の多くは、依然として行財政基盤が脆弱であることから、持続可能な行政サービスの提供体制を構築するためには、各市町村が地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、県による補完、自主的な市町村合併などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できる環境を整える必要がある。